



(公印省略)

2 農振第3867号
令和3年12月16日

関東農政局長 殿

農村振興局長

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第21条に基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画を実施するために必要な資金の融通に関する取扱要領の制定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第21条に基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画を実施するために必要な資金の貸付けについて、別記のとおり取扱要領を定めたので、適切な御指導をお願いします。

また、「過疎地域自立促進特別措置法第26条に基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画を実施するために必要な資金の融通に関する取扱要領の制定について」(平成12年9月20日付け12構改B第867号構造改善局庁通知)は、廃止するので、御了知願いたい。

なお、貴局管内都県知事に対しては、貴職から通知されたい。



過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 21 条に基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画を実施するために必要な資金の融通に関する取扱要領の制定について

令和 3. 12. 16 2 農振第 3867 号
農村振興局長通知

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 21 条に基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画（以下「経営改善計画等」という。）を実施するために必要な資金（以下「経営改善資金等」という。）の貸付けについて、別記のとおり取扱要領を定めたので、適切な御指導をお願いする。

また、「過疎地域自立促進特別措置法第 26 条に基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画を実施するために必要な資金の融通に関する取扱要領の制定について」（平成 12 年 9 月 20 日付け 12 構改 B 第 867 号構造改善局庁通知）は、廃止するので、御了知願いたい。

なお、貴都道府県管内の市町村に対しては貴職からこの旨通知されるよう御協力をお願いする。

（別記）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 21 条に基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画を実施するために必要な資金の融通に関する取扱要領

第 1 経営改善計画等について

経営改善計画等の認定に当たっては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 21 条の農林漁業の経営改善又は振興のための計画に関する省令（令和 3 年農林水産省令第 19 号）及び「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等の施行について」（令和 3 年 12 月 16 日付け 3 農振第 1881 号農林水産事務次官依命通知）に定めるもののほか、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 1 経営改善計画等は、その計画を作成する農林漁業者又はこれらの者の組織する法人（以下「農林漁業者等」という。）の経営状況又は当該地域の農林漁業の状況を踏まえ、5 年ないし 10 年後を目標達成年次としたものであること。
- 2 経営改善計画等は、次に掲げる計画と調和が保たれていること。
 - (1) 農業に係る経営改善計画等
 - ア 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）に

基づく市町村計画

- イ 果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）に基づく果樹農業振興計画
 - ウ 強い農業づくり交付金に係る事業実施計画
 - エ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号。以下「農山漁村活性化法」という。）に基づく活性化計画
- (2) 林業に係る経営改善計画等
- ア 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく地域森林計画及び市町村森林整備計画
 - イ 森林・林業再生基盤づくり交付金に係る事業計画
 - ウ 農山漁村活性化法に基づく活性化計画
- (3) 水産業に係る経営改善計画等
- ア 強い水産業づくり交付金に係る事業計画
 - イ 農山漁村活性化法に基づく活性化計画

第 2 認定の手続について

- 1 市町村長は、経営改善計画等の認定申請書を受理した場合には、認定基準に照らして適切であるかどうかを検討し、かつ、関係する農業委員会、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合の意見を聴いた上で、都道府県知事に意見を付して進達するものとする（ただし、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合が経営改善計画等を作成する場合は、この限りでない。）。この場合においては、これらの関係機関、団体等から成る協議会の開催について、配慮するものとする。
- 2 都道府県知事は、経営改善計画等の認定を行った場合は、文書をもって申請者に通知するとともに、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫。以下同じ。）に通知するものとする（参考様式 1）。
- 3 都道府県知事は、毎年、経営改善計画等の認定の実績について、翌年度 5 月末日までに地方農政局長（沖縄県知事にあっては内閣府沖縄総合事務局長）を経由して（北海道知事にあっては直接）農林水産大臣に報告するものとする（参考様式 2）。

第 3 経営改善計画等の変更等について

- 1 都道府県知事から経営改善計画等の認定を受けた者が、以下に定める事由により、その計画を変更しようとする場合には、都道府県知事の承認を受けるものとする。
 - ア 経営改善資金等により導入する施設等の事業費総額が 3 割以上増減する場合
 - イ 農業、林業又は漁業の複合経営について、経営改善計画等の達成に要する事業費の過半を占める業が変更する場合

- 2 1に掲げる計画の変更の承認を受けようとする者は、変更箇所を朱書修正した農林漁業経営改善計画書又は農林漁業振興計画書を、農林漁業経営改善計画変更承認申請書又は農林漁業振興計画変更承認申請書に添付し、都道府県知事に提出するものとする。
- 3 第2の2の規定は、1の規定による経営改善計画等の変更の承認について準用する。

第4 経営改善資金等の貸付条件について

経営改善資金等の貸付条件（貸付対象事業、貸付金の利率、貸付金の限度額等）は、株式会社日本政策金融公庫の業務方法書の定めるところによる。

第5 事業の完了について

経営改善資金等を活用した事業が終了したときは、当該農林漁業者等は、都道府県知事に事業終了届を提出するものとする。

第6 留意事項

- 1 経営改善資金のほか、経営改善計画の達成のため必要とする場合には、その他制度資金の活用に配慮するものとする。
- 2 株式会社日本政策金融公庫は、経営改善資金の貸付けを受けた者の経営改善計画に基づく事業の実施期間中において、本資金の融資対象とされているものについて株式会社日本政策金融公庫の他の資金の貸付けを行わないものとする。
- 3 都道府県知事は、経営改善計画等を円滑かつ確実に達成するため、必要がある場合には、指導・助言を行うことができるものとする。

参考様式 1 - 1

農林漁業経営改善計画認定一覧表

令和 年 月 日認定分 (整理番号 ~) 都道府県名

整理 番号	申請者 氏名	借入希望額 (円)								備考	
		過疎地域経営改善資金							その他 公庫 資金		計
		1年目 令和 年	2年目 令和 年	3年目 令和 年	4年目 令和 年	5年目 令和 年	小計				

参考様式 1 - 2

農林漁業振興計画認定一覧表

令和 年 月 日認定分 (整理番号 ~) 都道府県名

整理 番号	申請者 氏名	借入希望額 (円)								備考	
		過疎地域振興資金							その他 公庫 資金		計
		1年目 令和 年	2年目 令和 年	3年目 令和 年	4年目 令和 年	5年目 令和 年	小計				

令和 年度農林漁業経営改善計画認定実績

(1) 合計

資金の種類		経営体数	計		1年目(令和 年)	
			事業費	借入希望額	事業費	借入希望額
株式会社 日本政策 金融公庫 資金	過疎地域経営改善資金					
	その他資金					
	計					
近代化資金	農業近代化資金					
	漁業近代化資金					
	計					
その他借入資金						
自己資金						
合計						

(注) 沖縄県にあっては、「株式会社日本政策金融公庫資金」とあるのは「沖縄振興開発金融公庫資金」とする。

都道府県名

(単位：千円)

2年目(令和 年)		3年目(令和 年)		4年目(令和 年)		5年目(令和 年)	
事業費	借入希望額	事業費	借入希望額	事業費	借入希望額	事業費	借入希望額

- ② 個人 (1)の様式により記入する。
- ③ 法人 (1)の様式により記入する。

(2) 計画の種類別認定実績

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 農業経営の改善計画 | 1の様式により記入する。 |
| ② 林業経営の改善計画 | 1の様式により記入する。 |
| ③ 漁業経営の改善計画 | 1の様式により記入する。 |
| ④ 農林業経営の改善計画 | 1の様式により記入する。 |
| ⑤ 農漁業経営の改善計画 | 1の様式により記入する。 |
| ⑥ 林漁業経営の改善計画 | 1の様式により記入する。 |
| ⑦ 農林漁業経営の改善計画 | 1の様式により記入する。 |

(3) 過疎地域経営改善資金の種類別計画認定実績

(単位：千円)

貸付対象	計			個人			法人		
	経営 体数	事業費	借入 希望額	経営 体数	事業費	借入 希望額	経営 体数	事業費	借入 希望額
農 業	農業用建物、 施設								
	農機具、 運搬用具								
	果樹								
	オリーブ、茶、 多年生草本、 桑、花木								
	家畜								
	その他施設								
	小計								
林 業	特用林産物生 産施設								
	その他施設								
	小計								
漁 業	漁船								
	内水面漁業用 施設								
	その他施設								
	小計								
合計									

令和 年度農林漁業振興計画認定実績

(1) 合計

資金の種類		経営体数	計		1年目 (令和 年)	
			事業費	借入希望額	事業費	借入希望額
株式会社 日本政策 金融公庫 資金	過疎地域振興資金					
	その他資金					
	計					
近代 化 資金	農業近代化資金					
	漁業近代化資金					
	計					
その他借入資金						
自己資金						
合計						

(注) 沖縄県にあっては、「株式会社日本政策金融公庫資金」とあるのは「沖縄振興開発金融公庫資金」とする。

都道府県名

(単位：千円)

2年目 (令和 年)		3年目 (令和 年)		4年目 (令和 年)		5年目 (令和 年)	
事業費	借入希望額	事業費	借入希望額	事業費	借入希望額	事業費	借入希望額

- ② 個人 (1) の様式により記入する。
- ③ 法人 (1) の様式により記入する。

(2) 計画の種類別認定実績

- ① 農業の振興計画 1の様式により記入する。
- ② 林業の振興計画 1の様式により記入する。
- ③ 漁業の振興計画 1の様式により記入する。
- ④ 農林業の振興計画 1の様式により記入する。
- ⑤ 農漁業の振興計画 1の様式により記入する。
- ⑥ 林漁業の振興計画 1の様式により記入する。
- ⑦ 農林漁業の振興計画 1の様式により記入する。

(3) 過疎地域振興資金の種類別計画認定実績

(単位：千円)

貸付対象		計			個人			法人		
		経営 体数	事業費	借入 希望額	経営 体数	事業費	借入 希望額	経営 体数	事業費	借入 希望額
農業	地域資源整備 活用施設									
	農業生産環境 施設									
	その他施設									
	小計									
林業	特用林産物生 産施設									
	林業生産環境 施設									
	その他施設									
	小計									
漁業	漁業生産環境 施設									
	その他施設									
	小計									
合計										

(注) 共同利用施設分は、()で金額を内書し経営体数欄に()で件数を記入すること。